

2. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

開発途上国の「質の高い成長」による安定的な発展のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、公正かつ安定的に運営される社会が基盤となります。そうした基盤強化の観

点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和と安定、安全の確保は、国づくりや開発の前提となります。

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援

(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援

開発途上国の質の高い成長のためには、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎に立つ必要があります。自助努力による国の発展の基礎を築くには、インフラ（経済社会基盤）の整備とともに、法の支配の確立、グッドガバナンス（良い統治）の実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重

等が鍵となります。この観点から、法の整備や、法曹、矯正・更正保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、税制度の整備や税金の適切な徴収と管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善等の人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

< 日本の取組 >

日本は、法制度支援・経済制度支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する人材育成を含めた支援を、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオス、インドネシア、バングラデシュ、ネパール、イラン、コー

トジボワールなどの国々で行っています。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人との協力」の代表例であり、日本の「顔の見える援助」の一翼を担っています。

また、これにより開発途上国の法制度・経済制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビ



2016年5月、ミャンマー連邦最高裁判所において裁判官を対象に実施した「知的財産訴訟システムの構築」に関するワークショップの様子（写真：野瀬憲範／法務省法務総合研究所）

ジネス環境が改善されることとなり、その意味でも重要な取組です。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。

法務省では、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）^{注64}を通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年国際研修（年2回）と国際高官セミナー（年1回）を実施しています。毎回国連をはじめとする国際社会での重要課題を取り上げ、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。春の国際研修では主として犯罪者の処遇を、秋の国際研修では主に犯罪の防止や犯罪対策の問題を、そして、国際高官セミナーでは、広く刑事司法に関する問題を取り上げています。

ほかにも法務省では、開発途上国における基本法令

や経済法令の起草支援、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備および法曹人材育成の強化等の目的で、法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究および専門家を派遣しての現地セミナー等を実施しています。具体的には、ベトナム、ミャンマー、カンボジア等のアジア諸国から司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招聘し、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、日本から専門家を支援対象国に派遣して、現地でセミナー等を実施しました。

さらに、開発途上国のニーズに沿った支援を能動的かつ積極的に推進していくため、その国の法制度やその解釈・運用等に関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の継続実施に努めています。

（2）ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）

開発途上国において、経済が発展する中で、公務員の収賄など汚職事件が発生し、これが国家の健全な経済発達を妨げる要素ともなっています。「質の高い成長」のためには、経済社会活動が公正かつ安定的に運

営されることが前提となります。公正かつ安定した社会の実現のため、開発途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

< 日本の取組 >

日本は、2016年、G7議長国として、「腐敗と戦うためのG7の行動」の策定を主導し、G7首脳間で、腐敗に関する法執行の協力や、腐敗に脆弱な国に対する能力構築支援の重要性などが確認されました。また、日本は、腐敗対策について、2015年度には約9万ドルを、2016年度に約10万ドルを犯罪防止刑事司法基金（CPCJF）^{注65}に拠出し、国連腐敗防止条約の実施促進を支援するなど、腐敗対策の取組強化に貢献しています。

法務省では、UNAFEIを通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、「政府調達における汚職の効果的な捜査と訴追」をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修を実施しま

した。汚職防止刑事司法支援研修は、国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出しており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

ほかにも、東南アジア諸国の「法の支配」と「良い統治（グッドガバナンス）」の確立に向けた取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」を毎年1回開催しています。2016年はインドネシアのジョグジャカルタで、「効果的な国際協力のための手段」をテーマに開催しました。

注64：国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
注65：犯罪防止刑事司法基金 CPCJF：Crime Prevention and Criminal Justice Fund

(3) 民主化支援

開発途上国における民主主義の基盤強化は、統治と開発への国民の参加および人権の擁護と促進につながり、中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組ん

でいる開発途上国に対しては、開発協力大綱の原則の観点からも、これを積極的に支援し、選挙制度支援など民主化への動きを後押しすることが重要です。

< 日本の取組 >

2013年12月に開催された日・カンボジア首脳会談において、フン・セン首相から安倍総理大臣に対して、選挙改革への支援が要請されました。これを受け、日本は2014年5月から、支援ニーズの把握および具体的協力内容の検討を目的とした調査団の派遣や、カンボジア与野党関係者の本邦招聘（衆院選を視察する機会を提供）などの取組を実施しました。そして、2015年7月4日に開催された日・カンボジア首脳会談においては、安倍総理大臣から、①技術的助言、②専門家派遣、③機材供与を通じて、引き続きカンボジアの選挙改革を支援する旨が表明され、フン・セン首相からも高い期待が示されました。これを受け、日本は2015年9月から専門家を派遣するなど、選挙改革のための具体的な協力を進めています。

2015年11月のミャンマーの連邦議会総選挙の平和・平穏な実施に向けて、選挙の実施に必要とされる

物品を供与するために、1億1,100万円の無償資金協力「2015年ミャンマー総選挙支援計画（UNDP連携）」を実施しました。選挙の実施に当たっては、笹川陽平ミャンマー国民和解担当日本政府代表を団長とする選挙監視団を派遣しました。東ティモールに対しては、「社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選挙支援計画（UNDP連携）」を2016年8月にUNDPとの間で署名し、2017年に予定されている大統領選挙および国民議会選挙をはじめとした、今後の国内の選挙の民主的かつ平和な実施に向けて、選挙管理機関、ジャーナリズム、司法および警察への研修・技術支援や機材の供与等を行っています。

このような支援を通じて、選挙が公正かつ透明性を持って円滑に実施され、その国の平和や民主主義の定着に寄与するとともに、国際社会の平和と安定につながることを期待されます。

ウクライナ

ウクライナの民主化に向けた知見の共有

技術協力プロジェクト（2015年3月～2015年9月）

2013年11月以降のウクライナ情勢の悪化を受けて、日本は、ウクライナ情勢の安定化と国内改革の後押しのために、①経済状況の改善、②民主主義の回復、③国内の対話と統合の促進、の三つの新たな基本方針を掲げ、G7の一員として、ウクライナをめぐる諸課題の解決に向けて積極的役割を果たしてきました。その中で、2014年7月にウクライナを訪問した岸田外務大臣が、司法制度改革や腐敗防止のための技術協力の拡充を表明したことを受け、「民主主義の回復」に役立つ日本の新たな対応として、JICAによるウクライナ国別研修「ウクライナの民主化に向けた知見の共有」コースを実施しました。

「ウクライナの民主化に向けた知見の共有」コースでは、「メディア支援コース」、「立法府支援コース1～3」、「行財政改革支援コース」といった研修が日本で実施されました。JICA研修員として、メディア関係者、最

高会議（ウクライナ議会）議員団、最高会議汚職対策委員会関係者、中央選挙管理委員会関係者がウクライナから来日し、日本の知見をウクライナの関係者に共有することを研修目標として、日本の国会運営、選挙制度、地方自治の実態およびメディア報道に関する講義・視察や関係者との意見交換を通じて知識を深めました。

また、上述の日本での研修に加え、円借款の事業に従事するウクライナ人関係者を対象とした「汚職対策研修」をキエフで開催し、汚職対策に関する日本の知見を共有するとともに、EU、ポーランドおよびドイツから汚職対策の分野における専門家を講師として招聘し、各ドナー（援助国）の取組の発表やドナー協調の機会を提供しました。

このような研修を通じて研修参加者が得た知識が、今後、ウクライナの民主化や情勢安定等に役立つことが期待されます。

●メディア支援

世界では、紛争の影響下にある国で、メディアが政治に利用されるケースも多くあります。政治家に利用

されない、公正・中立・正確なメディアの育成が紛争予防の大きな課題ともなっています。

コソボ

国営放送局能力向上プロジェクト

技術協カプロジェクト（2015年10月～実施中）

1990年代のコソボ紛争を経て、2008年にセルビアから独立したコソボは、西バルカン地域の中で最も開発が遅れており、経済・社会基盤が不安定な国とされています。

日本は、2000年5月～2002年8月に行われたUNDPの「コソボ独立メディアプロジェクト」を通じ、公正なメディアの能力強化に向けた協力を実施しました。

2015年からは、「ラジオ・テレビジョン・コソボ（以下RTK）」を協力対象とするJICAの「コソボ国営放送局能力向上プロジェクト」を開始しました。コソボは、国民の9割を占めるアルバニア系住民のほか、セルビア系やトルコ系などが混在する多民族国家で、独立の際多くの犠牲者が出たこともあり、紛争終結後も民族間の対立意識は未だ解消されたとはいえない状況にあります。本プロジェクトでは、民族融和に向けた基盤づくりに向けて、少数民族のためのチャンネルを有するコソボ唯一の放送局であるRTKが、すべての民族に対して偏りない正確・中立・公正な情報を提供し、「放送を通じた民族融和」のモデルとなるための協力を行っています。主に、「テレビ放送機材の運用と維持管理」、「番組制作と報道」の2分野の能力強化を行っており、2016年4月には、



RTK1、RTK2の共同番組撮影風景（写真：JICA）

JICAの委託を受けてプロジェクトを実施している一般財団法人NHKインターナショナルが、東京でRTK職員に対する研修を行いました。研修に参加した職員は、講義や視察を通して、取材や番組制作の技術を学び知見を深めました。

日本の支援により、コソボにおける公共放送の能力が強化され、また、情報の公正な伝達が図られることが期待されています。

（2016年8月時点）

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

(1) 平和構築支援

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権を侵害する問題を引き起こします。そして、長年にわたる開発の努力の成果を損な

い、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。

< 日本の取組 >

2005年に設立された国際連合平和構築委員会などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われており、日本もこれまで平和構築基金に4,600万ドルを拠出しています。また、国連の場を活用し、ハイレベルでも平和構築の重要性が確認されており、2016年7月には岸田外務大臣がニューヨークに出張し、「アフリカにおける平和構築」に関する国際連合安全保障理事会（国連安保理）公開討論を実施したほか、同年9月の平和構築基金プレッジング会合において岸田外務大臣から、当面1,000万ドル規模の拠出を目指す旨を表明するなど、日本も国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、活発な取組を実施しています。

また、日本は、紛争下における難民の支援や食糧支

援、和平（政治）プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。紛争の終結後は、平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）^{注66}への取組を支援します。そして治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行っています。また、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧など、その国の復興のための支援を行っています。さらに、平和が定着し、次の紛争が起こらないようにするため、その国の行政・司法・警察の機能を強化し、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。また、これらの取組において平和構築における女性の役割の重要性に最大限配慮しています。このような支援を継ぎ目なく行うために、国際機関を通じた二国間支援と、無償資

ODAによる平和構築支援



注66：元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 DDR：Disarmament, Demobilization and Reintegration

金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせ、対応しています。

開発協力大綱において、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動と開発協力との連携を強化していくことが掲げられました。国連PKO等

の現場では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護や基礎的インフラの整備など、開発に役立つ取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが、引き続き重要です。

● 難民・国内避難民支援

シリア等の情勢を受け、2015年末には世界の難民・避難民等の数が第二次世界大戦後最大規模となり、人道状況が厳しさを増しています。人間の安全保障の観点から、日本は、最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上げられるよう自立を支援するため、難民・国内避難民支援を含む人道支援を行っています。

具体的には、主に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）^{〔注67〕}をはじめとした国際機関と連携して、シェルター、食料、基礎的生活物資等の支援を世界各地の難民、国内避難民に対し、継続的に実施しています。国連世界食糧計画（WFP）^{〔注68〕}、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）^{〔注69〕}、赤十字国際委員会（ICRC）^{〔注70〕}などの国際機関等と連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力等を活用しつつ、難民等への支援を実施しています。

また、日本は、国際機関を通じた難民支援を行う



レバノンのベカー県ザハレ郡にある非公式テント居住区に暮らすシリア難民の子どもたち（写真：在レバノン日本大使館）

際、日本の開発協力実施機関であるJICAや民間企業との連携を図ることにより、目に見える支援の実施に努めています。たとえばUNHCRが行う難民支援においては、JICAと連携し、緊急支援から復興支援への移行期における継ぎ目のない支援を実施しています。

ほかにも、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」（175ページ「ウ. NGOが行う事業への資金協力」を参照）が難民・国内避難民支援を行っており、2015年度には、イラク・シリア難民・国内避難民支援、イエメン人道危機対応支援、南スーダン緊急支援、ガザ人道支援などを実施しました。

2016年2月、ロンドンで開催されたシリア危機に関する支援会合において、総額約3.5億ドルの支援を表明しました。これにより、日本のシリア・イラクおよび周辺国に対する支援の総額は約16.4億ドル以上となりました。（2016年8月時点）



レバノンのベカー県バル・エリアス地区にあるシリア難民非公式テント居住区で、日本の支援による貯水タンクとシリア難民の女の子（写真：在レバノン日本大使館）

注67：国連難民高等弁務官事務所 UNHCR:United Nations High Commissioner for Refugees

注68：国連世界食糧計画 WFP：World Food Programme

注69：国連パレスチナ難民救済事業機関 UNRWA：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East

注70：赤十字国際委員会 ICRC：International Committee of the Red Cross

2016年5月のG7伊勢志摩サミットにおいて、「中庸が最善」という考えの下、暴力的過激主義の拡大を阻止し、「寛容で安定した社会」を中東地域に構築するため、2016年から2018年の今後の3年間で約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの包括的支援の実施を表明しました。

具体的には、①難民・国内避難民に対する人道支援や帰還・定着支援、難民を受け入れている周辺国への経済開発・社会安定化支援等を行う、②シリア周辺国に3年間で約50名のJICA専門家等を派遣し、人材育成や地域開発等に直接貢献する、③5年間で最大150名のシリア人留学生を受け入れ、教育の機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成することとしています。

2016年9月の国連総会で開催された「難民および移民に関する国連サミット」において、安倍総理大臣から、難民や受入国の支援のために、今後3年間で総額約28億ドル規模の支援を実施する旨、表明しました。

こうした支援の一環として日本は、シリア・イラク



レバノンの山岳レバノン県バウシャリーエ地区にある公立学校で授業を受けるシリア難民の子どもたち（写真：在レバノン日本大使館）

の難民・国内避難民に対する保健、衛生、教育、食料分野などにおける支援や、シリア難民を受け入れている周辺国に対する支援を行っています。たとえば、シリア難民の受け入れに伴い、財政負担が増加したヨルダンに対して、廃棄物処理および水分野において、日本で製造された医療機材等を調達するための資金を供与しました。

ヨルダン

パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト（フェーズ1） パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト（フェーズ2）

技術協力プロジェクト(フェーズ1)、個別専門家(フェーズ2)(2009年6月～2012年5月(フェーズ1)、2013年10月～2016年9月(フェーズ2))

ヨルダンは、パレスチナ難民が200万人以上居住する、最大のパレスチナ難民受入国です。1950年、ヨルダン外務省にパレスチナ局（以下、「DPA」）が設立され、（1）難民と強制移住させられた人々の監督、（2）国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の活動とプログラムのフォローアップ、（3）難民キャンプ内の管理、（4）パレスチナ関連問題のフォローアップ、（5）国際協力の推進、（6）キャンプ内の開発プロジェクトの管理を実施しています。

2006年1月から、日本は、JICA専門家をDPA管轄の「職業訓練・雇用センター」（以下、「TEC」）に派遣し、就業支援と起業家支援の訓練を実施することで、難民の就職および現金収入に結びつく職業訓練を提供するための支援を行っています。具体的には、パレスチナ難民キャンプの女性を対象に、香水やマッシュルーム等の製造方法を指導し、現金収入を得られるよう支援するほか、難民を対象に、ジョブマッチング、就職オリエンテーション、民間企業でのOJT（実地研修）の機会を提供するといった就業支援を行っています。また、DPAで

は、TECにおける問題への対処や業務の評価、モニタリングに関する能力が向上しました。

起業家支援プログラムでは、約6割の参加者が、平均で月額約4,000円の現金収入を得ることに成功しました。就業支援プログラムでは、実際に就職に結びついたケースもあり、さらに定着率の改善を図るため、プログラムの見直しとともに、

啓発活動・行動変容プログラム^{〔注1〕}を通じた難民の意識改革に取り組んでいます。

注1 パレスチナ難民キャンプの難民を対象に、女性が社会へ出て生産活動に参加することへの理解を促進することを目的としたワークショップ等を実施するプログラム。



難民キャンプにおいて製造された商品を手に取る女性（写真：久野真一/JICA）

●社会的弱者の保護と参画

紛争・地雷等による障害者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員、国内避難民等の社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

我が国の開発協力大綱においても、開発の担い手としての女性の参画の促進の重要性、また、児童、障害者、高齢者等の社会的弱者への配慮などの観点も盛り込みました。

2013年4月のG8外相会合では、紛争下において女性の人権が侵害されている状況を打開し、性的暴力を防止するための国際的な取組を強化するため「紛争下の性的暴力防止に関する宣言」が採択されました。2014年6月にロンドンで開催された「紛争下における性的暴力の終焉に向けたグローバル・サミット」に岸外務副大臣が出席し、女性のエンパワーメントや政治的、社会的、経済的参画が重要であることを訴えました。

日本は、2015年には、日本のNGOと連携したシ

●社会・人的資本の復興

日本は、紛争当事国が復興または国づくりに至るまでの間に、新たな紛争を助長せず、また、新たな紛争の要因を取り除く観点から、社会資本の復興、経済活動に参加する人的資本の復興を支援しています。

社会資本の復興については、とりわけ、①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網の整備、③保

●治安・統治機能の回復

治安と統治機能は、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至る切れ目のない支援を行う上でたいへん重要です。こうした観点から、日本は紛争当事国に平和が定着し、再び紛争状態に戻ることがないように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)^(注72)への取組を支援する必要があります。また、国内の安定・治安の確保を図るとともに、行政体制の復旧、選挙制度改革等を通じた統治機能の回復への取組に対する支援や行政・司法・警察の機能を強化する取組を進めています。

選挙制度改革の一環として、日本はカンボジアに対

リア難民妊産婦支援などを実施しています。

障害者の自立や社会参加支援などのニーズに対しては、障害者自身を専門家として海外に派遣し職業訓練等を通じたエンパワーメントを実施しています。

また、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護・エンパワーメントのため、国連児童基金(UNICEF)を通じた支援を行ってきており、たとえば中央アフリカにおいてはUNICEFを通じて「武装グループからの子どもの解放及び社会統合支援」事業に拠出しています。

2016年5月に開催されたG7伊勢志摩サミットでは、女性に関する分野が優先課題の一つとして取り上げられました。教育・訓練を含む女性のエンパワーメントや、自然科学・技術分野における女性の活躍推進等に焦点を当て、「女性の能力開花の為のG7行動指針」および「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)^(注71)」に合意しました。加えて、紛争の予防や平和構築のプロセスにおける女性の参画の重要性を強調しました。

健医療システムの機能強化、④教育システムの機能強化、⑤食糧の安定供給を図っています。人的資本の復興については、中長期的な経済開発に向けた支援を可能な限り組み合わせつつ、経済環境整備を図るとともに、失業の増大等による社会不安を未然に防ぐことなどを念頭に、生計向上、雇用機会拡大を図っています。



ホンジュラスの地域警察プロジェクトの研修終了式で、JICAホンジュラス事務所の小谷知之所員(中央)と研修参加者たち(写真:ジェニ・モレノ/JICAホンジュラス事務所)

注71: 女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ Women's Initiative in Developing STEM Career (WINDS)
STEM: Science, Technology, Engineering, and Mathematics

注72: 元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰 DDR: Disarmament, Demobilization and Reintegration

し、①技術的助言、②専門家派遣、③機材供与を通じた支援を表明しており、2015年9月からは専門家を

派遣するなど、具体的な協力を進めています。

●地雷・不発弾除去および小型武器回収

かつて紛争中であった地域には、複数の小型の爆弾を内蔵し、それらをまき散らす爆弾であるクラスター弾などの不発弾や対人地雷が未だに残っており、非合法的な小型武器が広く使われています。これらは子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与え、復興と開発活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因にもなります。不発弾・地雷の除去や非合法小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内を安定させ、治安を確保することに配慮した支援が重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、両条約の普遍化(できるだけ多くの国が条約を締結するように働きかけること)を積極的に推進しています。また、両条約で規定されている、除去、被害者支援、リスク低減教育等にまたがる国際的な協力も着実に実行しています。

たとえば、(特定非営利活動法人)日本地雷処理を支援する会(JMAS)は、2014年から日本NGO連携無償資金協力を通じて、カンボジアにおける国立の地雷処理センター(CMAC)^{注73}に地雷処理の教育課程を新設し、地雷処理教育の基盤づくりを行っています。さらに、この課程で教育を受けた職員は、カンボ



カンボジアにおける第七次地雷除去活動機材整備計画(無償資金協力)での地雷・不発弾除去現場の様子(写真: JICA)

ジアの国内および周辺国において地雷処理技術の普及に取り組んでいます。

また、アフガニスタンにおいては、(特定非営利活動法人)難民を助ける会が、地雷、不発弾等の危険性と適切な回避方法の普及を目的とした教育事業を実施しています。2009年度から、日本NGO連携無償資金協力およびジャパン・プラットフォーム(JPF)^{注74}事業を通じて、アフガニスタン各地において、移動映画教室等を通じた地雷回避教育を行っ



イラク・ニナワ県北部のISILからの解放地域で爆発物を除去するために調達された日本製重機。これから装甲を取り付け、国内避難民の早期帰還の促進のため、解放地域で活用される。(写真: 相川祐太/在イラク日本大使館)

注73: カンボジア地雷処理センター CMAC: Cambodian Mine Action Centre

注74: ジャパン・プラットフォーム(JPF)は、日本のNGOが紛争や自然災害に対し迅速かつ効果的に緊急人道支援を行うことを目的に、NGO、経済界、政府の三者で立ち上げた組織(NPO法人)。2000年8月設立。

ているほか、地域住民が自ら回避教育を行えるよう指導員の育成などを行っており、住民への啓発活動が進んできています。

ほかにも、地雷回避教育支援としては、国連児童基金（UNICEF）経由で2015年3月以降パレスチナ自治区、イエメン、中央アフリカ、チャド、南スーダン、イラク、ウクライナにおいて支援を実施しました。

また、不発弾の被害が特に大きいラオスに対しては、主に不発弾専門家の派遣、機材供与、南南協力が行われてきており、2014年から不発弾処理機関の能力向上支援のほか、2015年からは、特に不発弾の被害が大きい貧困地域であるセコン県、サラワン県およびチャンパサック県において^{かんぼく}灌木除去の機械化および前進拠点の整備を行うとともに、不発弾除去後の土地の開発支援を行っています。

2016年には、アフガニスタン、南スーダン、ソマリア、コンゴ民主共和国、パレスチナ自治区（ガザ

地区）、およびシリアに対して、国連PKO局地雷対策サービス部（UNMAS）^{（注75）}を通じた地雷・不発弾対策支援（除去・危険回避教育等）を行っています。特に、南スーダンにおいては、PKO活動実施中の自衛隊と連携した支援を実施しています。加えて、日・UNDPパートナーシップ基金を通じ、これまでにガーナのコフィ・アナン国際平和維持訓練センターによるリベリア治安当局関係者を対象とした小型武器管理訓練プロジェクトを実施しています。

小型武器対策としては、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行っています。また、武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して関連する法制度の整備や、税関や警察など法執行機関の能力を向上する支援、元兵士や元少年兵の武装・動員解除・社会復帰事業支援等も実施しています。

● 平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められる活動やそれに従事する人材に求められる資質は、多様化し複雑になってきています。これらに対応するため、日本は2007年度から2014年度にかけて、現場で活躍できる日本やその他の地域の文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施してきました。この事業は、平和構築の現場で必要とされる実践的な知識および技術を習得する国内研修、平和構築の現場にある国際機関の現地事務所で実際の業務に当たる海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを築くための支援（プライマリーコース）を柱とし、これまで302名の日本人および外国人が研修コースに参加しました。その修了生の多くが、南スーダン、コンゴ民主共和国やアフガニスタンなどの平和構築の現場で現在も活躍しています。2015年度以降は、「平和構築・開発におけるグローバル人材



「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の研修で討論する参加者たち（写真：一般社団法人広島平和構築人材育成センター）

育成事業」として、事業内容を拡大し、これまでのプライマリーコースに加え、ミッドキャリア・コース、およびキャリア支援セミナーを実施しています。

ア. ミンダナオ和平

フィリピン南部のミンダナオ地域では、フィリピン政府とイスラム反政府勢力との間で40年間に及ぶ紛争が続いていましたが、この歴史に終止符を打つべく、2001年から政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF ^{（注76）}）との間で和平交渉が行われてきました。

そして、2014年3月27日、両者の間で包括和平合意文書が署名され、ミンダナオ紛争の根本的な解決に向けて、大きな一歩を踏み出しました。

この合意では、新自治政府（バンサモロ ^{（注77）}）が発足するまでの移行プロセスとして、バンサモロ基本

注75：国連PKO局地雷対策サービス部 UNMAS：United Nations Mine Action Service
(PKO：United Nations Peacekeeping Operations)

注76：モロ・イスラム解放戦線 MILF：Moro Islamic Liberation Front

注77：「バンサモロ」とは、イスラム反政府派が自分たちを指す呼び方。

法の制定、住民投票、暫定統治機関の設置などが予定されています。これと同時に、MILF正規軍の武装解除と兵士たちの社会復帰、現地に数多く存在する私兵グループ等の解体、新たな警察組織の創設による治安の回復、紛争のため立ち後れている社会経済開発の促進など、様々な「正常化」プロセスを円滑に実施する

＜日本の取組＞

日本は、ミンダナオ和平が地域の平和と安定に寄与するとの考えから、長年にわたり和平プロセス支援を継続しています。たとえば、国際監視団（IMT）^{（注78）}の社会経済開発部門へJICAから開発専門家を派遣し、必要とされている支援が何かを調査し、小学校や井戸、診療所、職業訓練所などをつくるための支援に結びつけました。また、元紛争地域に対して草の根・人間の安全保障無償資金協力など開発協力プロジェクトを集中的に実施しています。これらは「日本バンサモロ復興開発イニシアティブ」（J-BIRD）^{（注79）}と呼ばれる支援で、現地住民やフィリピン政府から高く評価されています。また、和平交渉にオブザーバーとして参加して助言を行う国際コンタクト・グループにも参加し、ミンダナオ和平プロセスの進展に貢献しています。2011年8月には、日本の仲介により、アキノ大統領（当時）とムラドMILF議長との初のトップ会談が成田で実現し、ミンダナオ和平問題の解決に向けて信頼関係が築かれるきっかけになりました。

2014年3月の包括和平合意文書への署名後、同年6月にはJICAが「ミンダナオ和平構築セミナー」を広島市で開催し、アキノ大統領出席の下、MILFのムラド議長、デレス和平プロセス大統領顧問室（OPAPP）^{（注80）}長官をはじめとする関係者が一堂に会し、和平プロセス推進に向けた決意を表明しました。このアキノ大統領訪日の際には、バンサモロ地域の経済的自立の確保により一層焦点を当てる

イ. アフガニスタンおよびパキスタン支援

アフガニスタンとパキスタンにおいて不安定な情勢が続いていることは、両国やその周辺地域だけでなく世界全体の平和と安定にとっても問題です。アフガニスタンを再びテロの温床としないため、日本をはじめ

ことも課題となっています。

和平合意が着実に実施され、これらのハードルをクリアしていけるかどうか、ミンダナオ地域における真の和平達成の重要な鍵となります。そのためには、フィリピン政府とMILFのたゆまぬ努力に加え、日本を含む国際社会の支援が求められています。



「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」で構築された多目的ホール。ミンダナオの紛争を受けた地域で平和構築を推進していく（写真：ハービー・タパン／Third Eye Visual）

「J-BIRD2」への移行を表明しました。日本は、引き続き、学校・診療所・井戸などの建設、移行プロセスにおける人材育成、持続的発展のための経済開発（農業、鉱工業、インフラ整備などを見据えた協力）などの分野を柱として、真の和平達成のため、支援を継続・強化していく考えです。

ほかにも、日本NGO連携無償資金協力によって、日本のNGOによる平和構築活動事業を支援しています。たとえば、（特定非営利活動法人）アイキャンは、フィリピンのミンダナオ島において2014年度から3年間、紛争当事者間の調停能力研修などを実施し、現地草の根レベルによる和平定着を図る事業に取り組んでいます。また、2016年2月からは、同じくミンダナオ島にて、ブキドノン先住民地域における教育課題解決能力強化事業が開始されています。

とする国際社会は積極的に同国への支援を行っています。2014年9月に発足したガーニ大統領率いる国家統一政府は、国際社会の支援を得つつ、国家の自立と安定に向けた改革努力を続けています。しかしなが

注78：国際監視団 IMT：International Monitoring Team
注79：J-BIRD：Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development
注80：OPAPP：Office of the Presidential Adviser on the Peace Process

ら、反政府武装勢力タリバーンの攻勢強化等による治安悪化、経済と雇用の悪化、汚職対策や選挙実施の遅れなど、多くの課題に直面しています。また、国家統一政府は、パキスタン、米国、中国との「4か国調整グループ」(2016年1月から5回にわたり開催)の枠組みも活用し、タリバーンとの和解を進めようと努

めましたが、成果は上がっていません。また、2016年6月、アフガニスタン・パキスタン国境で両国間の武力衝突が発生しており、両国関係の懸案事項の解決に向けた努力やアフガニスタンの安定のためのパキスタンの努力も重要となっています。

< 日本の取組 >

● アフガニスタン

日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、2001年10月以降の支援総額は約62億ドルに上ります(2016年9月初旬時点)。日本は、アフガニスタン支援における主要ドナー(援助国)として、同国政府および他のドナー国・機関との協調に努めてきました。

2012年7月8日、日本は、「アフガニスタンに関する東京会合」をアフガニスタンと共催し、約80の国および国際機関の代表が参加する中、成果文書として「東京宣言」を発表しました。この東京会合において、アフガニスタンの持続可能な開発に向け、アフガニスタンおよび国際社会の相互責任を明確にするとともに、それを定期的に確認・検証する枠組みである「相互責任に関する東京フレームワーク(TMAF)^{注81)}」を構築しました。日本は、アフガニスタンに対し、「2012年よりおおむね5年間で開発分野および治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援」を行うことを表明し、2012年以降、2016年8月末までに約28億ドルの支援を実施してきました。

2014年12月に開催された「アフガニスタンに関するロンドン会合」では、TMAFに基づく国際社会とア

フガニスタン政府双方のコミットメントが再確認されるとともに、同枠組みのさらなるフォローアップの必要性が確認されました。2015年9月には、カブールで開催された「東京会合フォローアップのための高級実務者会合(SOM)^{注82)}」において、アフガニスタンの現政権が掲げる優先事項に即した「相互責任を通じた自立のための枠組み(SMAF)^{注83)}」がTMAFの後継として新たに策定され、「相互責任」の理念に基づきアフガニスタンが直面する問題に同国と国際社会が取り組んで行くことを確認しました。

2016年10月に開催された「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」では、これまでの国際社会と同国政府の相互のコミットメントを更新する重要な機会となり、日本は2017年から2020年末までの4年間に年間最大400億円の支援コミットメントを行うとともに、アフガニスタン側のさらなる改革努力を求めました。

アフガニスタンの自立と安定に向けた取組を支えるため、現在の日本の支援は、治安分野では警察の能力強化、開発分野では農業開発、人づくり、輸送インフラ整備に重点を置いています。

● パキスタン

2001年の米国同時多発テロ後に、国際社会と協調してテロ対策を行うことをパキスタンが表明して以来、日本は同国に対して積極的な支援を行っています。2009年4月、日本はパキスタン支援国会合を主催し、同国に対し2年間で最大10億ドルの支援を表明し、これを着実に実施してきています^{注84)}。2014年には、同国が進める電力セクター改革を支援するため、50億円の円借款を供与しました。

また、日本はパキスタンにおける治安改善に貢献するため、アフガニスタンとの国境地域で教育、保健、職業訓練等について協力をを行い、民生安定化を支援してきています。2013年には、パキスタンの主要国際空港の保安能力強化のため、手荷物検査装置の整備等、約20億円の支援を行うなど、同国のテロ対策への支援を実施しました。2015年にはテロ掃討軍事作戦に伴い発生した国内避難民に対し、国連機関を通じ

注81：相互責任に関する東京フレームワーク TMAF：Tokyo Mutual Accountability Framework

注82：Senior Officials Meeting

注83：相互責任を通じた自立のための枠組み SMAF：Self-Reliance through Mutual Accountability Framework

注84：2010年度大洪水に対する支援も含む。

た約13億円の支援を実施するとともに、アフガニスタンおよびイランとの国境地域において、不正薬物取引および国際的な組織犯罪に対する国境管理能力の強化を図るため、国連機関を通じた7億6,800万円の無償資金協力を実施しました。また、2016年には平和構築・人道支援・テロ対策分野の機材・製品等を購入するための資金として、2億円の無償資金協力を実施しました。

ウ. 中東和平 (パレスチナ)

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブとイスラエルの紛争の核心であり、中東和平の問題は日本を含む世界の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすものです。日本は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持しています。これを推し進めていくためには、一方の当事者であるパレスチナの社会経済の開発を通じて、国づくりに向けた準備を行っていくことが不可欠と考えます。1993年のオスロ合意によるパレスチナ暫定自治の開始以降、日本をはじめとする国際社会は積極的にパレスチナに対する支援を展開してきました。

パレスチナ自治区の人々は、イスラエルによる占領に大きな不満と反発を抱きつつも、経済面では、長年にわたる占領のために、イスラエル経済と国際社会からの支援に大きく依存せざるを得なくなっています。こうした状況が、中東和平の問題解決を一層難しくしています。また、イスラエルの占領政策や停滞する経済により広がる地域格差や高い失業率も、地域の情勢を不安定にする要素となっています。今後、パレスチナが真の和平に向けてイスラエルと交渉できるような環境を整備するためには、こうした人々の生活状況を

< 日本の取組 >

日本は、開発協力の重点課題である「平和の構築」の観点も踏まえつつ、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、特に1993年のオスロ合意以降、米国、EU（欧州連合）などに次ぐ主要ドナーとして、パレスチナに対して総額約17億ドルの支援を実施しています。具体的には、日本は、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的弱者やガザ地区の紛争被災民等に対して、その悲惨な生活状況を改善するために国際機関やNGO等を通じた様々な人道支援を行うとともに、民生の安定・向上、行財政能力の強化、持続的経済成長への促進のためにパレスチナ自治政府を積極的に支援し、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備とパレスチナ経済の自立化を目指した取組も行っています。

また、2006年7月以降は、将来のイスラエルとパ

レシチナが平和的に共存し、共に栄えていくための日本独自の中長期的な取組として、日本、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンの4者による域内協力によ

パレスチナ自治区の地図



パレスチナ自治区

ガザ地区	西岸地区
●面積：365平方キロメートル (東京23区の約6割)	●面積：5,655平方キロメートル (三重県とほぼ同じ)
●人口：170万人	●人口：280万人

改善しつつ、同時にパレスチナ経済を自立させることが最も重要な課題になっています。



2016年9月、ヨルダンを訪問した藪浦外務副大臣は、ナーセル・ジュデ副首相兼外務大臣と「平和と繁栄の回廊」構想などについて意見交換を行った

レシチナが平和的に共存し、共に栄えていくための日本独自の中長期的な取組として、日本、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンの4者による域内協力によ

り、ヨルダン溪谷の社会経済開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、その旗艦事業であるジェリコ市郊外の農産加工団地建設に取り組んでいるところです。

さらに、2013年、日本は新たな取組として、人材育成や民間経済の発展等に関するアジアの知見を活用し、パレスチナの経済自立を支援する「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）^{〈注85〉}」を立ち上げ、2014年3月には、インドネシアで第2回閣僚会合が開催されました。このほかにも、これまでに人材育成のための三角協力^{〈注86〉}や貿易・投資拡大に向けた会合等が実施されています。

2015年1月には、安倍総理大臣がパレスチナ自治

区を訪問し、アッバース大統領と会談し、ガザ復興、経済・社会開発、財政、医療・保健分野等での支援を目的に、総額約1億ドルの支援を伝えました。

2015年9月の国連総会の機会に中東和平に関する「拡大カルテット会合」が開催され、国連安保理常任理事5か国、主要アラブ諸国、欧州諸国と共に日本も参加しました。この場で、岸田外務大臣から約1,200万ドルの支援を新たに行うことを表明しました。この支援はパレスチナの経済・社会的な開発を支えるものとなります。

2016年2月には、アッバース大統領が訪日し、安倍総理大臣から、7,800万ドル以上の新規対パレスチナ支援を伝え、アッバース大統領からは多大な感謝の表明がありました。

イラク

地雷対策

技術協力プロジェクト（2016年6月～実施中）

イラクでは、過去の戦争や現在も続くイラク・レバントのイスラム国（ISIL）との戦いの結果、国内に約6,500万発の地雷もしくは不発弾が残っているといわれています。その残存範囲は1,730平方キロメートルに及び、約160万人がその影響を受けているなど、イラクの社会・経済発展を阻害する要因となっています。

こうした課題に対処するため、イラク政府は2008年に保健環境省内に地雷対策局を設立、イラク北部のクルディスタン地域政府は、2012年にクルディスタン地雷対策庁を設立し、地雷除去活動を行っています。しかしながら、比較的新しい機関であるため地雷除去に関する十分な技術や組織としての運営・実施能力を備えているとはいえず、職員の能力向上が課題となっています。

加えてISILに占領されていた地域は、イラク国軍による奪還作戦により、徐々に解放され始めていますが、こうした地域にもISILが残っていた地雷や不発弾などが多数残存しており、これが元の住まいを追われた避難民の帰還と破壊された街の復旧作業を阻害する最大の原因の一つとなっています。

日本は、イラクのアーディー首相から地雷除去に関する協力要請があったことを受け、カンボジアでの第三国研修を通じ、イラク政府およびクルディスタン地域政府の地雷対策機関関係者に対し、地雷・不発弾処理、地雷回避教育等に係る研修を実施しています。受入先であ



地雷対策研修：CMAC—Training Institute研修講義の様子
（写真：JICA）

るカンボジアの機関は、地雷対策において長年日本政府が支援したという実績があり、現在では十分な経験と技術を持っています。同機関との連携は、本課題に長期的に取り組む必要があるとされるイラクにとって人材育成の観点から非常に有益であるのみならず、南南協力（三角協力）^{〈注1〉}の好例といえるでしょう。

（2016年8月時点）

注1 より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の開発途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々に対して、主に技術協力をを行う。また、ドナー（援助国）や国際機関が、このような開発途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。

注85：パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合 CEAPAD：Conference on the Cooperation among East Asian Countries for Palestinian Development
注86：148ページの用語解説「南南協力」を参照

エ. サヘル地域

「サヘル^(注87) 諸国」に厳密な定義はありませんが、主に、モーリタニア、セネガル、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、ナイジェリア、カメルーン、チャドの8か国を指します。

サヘル地域は、干ばつ等の自然災害に加え、貧困、国家機能の脆弱^(注88)などにより、政情不安の問題、テロや武器・不法薬物等の不法取引、誘拐等組織犯罪の脅威が深刻になっています。さらに、砂漠を含む広大な

領土を持つサヘル地域諸国では、テロリスト等の出入りを防ぐために十分な国境管理を行うことが難しく、テロリストの出入りを十分に取り締まることができておらず、また、武器密輸の温床ともなっています。こうした中、この地域全体が無法地帯とならないようにするための治安能力・ガバナンスの強化や、難民等の人道危機への対処および開発が地域および国際社会の課題となっています。

< 日本の取組 >

日本は、2013年1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件^(注88)を受けて、同年1月29日に岸田外務大臣が外交の3本柱^(注89)を発表しました。また、2013年6月に開催されたTICAD V^{ティカッド}において、1,000億円の開発・人道支援をはじめとする平和の定着支援の継続を表明しました。さらに、昨今頻発するテロ事案に際し、2015年2月には、邦人殺害テロ事件を受けた今後の日本外交として、新たな3本柱^(注90)を打ち出し、サヘル地域の平和と安定に向けた取組を加速させています。

2016年にはマリ難民支援として720万ドルの拠出を表明し、周辺国からの帰還民に対する食料の提供や平和教育の促進、職業訓練のほか、首都バマコにおける警察のパトロール強化支援のため車両供与を実施しました。

また、サヘル地域の平和と安定に貢献する支援として、国境管理を通じたサヘル地域の安定と人間の安全保障計画や若年層の過激派对策支援および市民権啓発

活動計画等を実施しています。

これらの支援を通じて、国境管理能力が強化され、若者の暴力的過激主義への傾倒を防ぎます。その結果、サヘル各国における治安状況が改善されて、テロなど潜在的脅威が低減し、ひいては地域全体としての対処能力が向上することが期待されます。

法務省では、UNAFEIを通じて、「第3回仏語圏アフリカ刑事司法研修」として、仏語圏アフリカ諸国の刑事司法実務家を対象に、捜査・訴追・公判能力の向上、テロ犯罪対策および組織犯罪対策をテーマとした研修を実施しました。この研修は、仏語圏アフリカ諸国における刑事司法を充実・発展させることで、これら地域において世界的な課題ともなっている治安の悪化や深刻な汚職問題の解決に寄与するものです。

日本は、サヘル諸国の平和と安定が達成されるよう、サヘル諸国および国際機関、そしてほかの支援機関と一層密接な連携を図り、支援を着実に実施していきます。



マリPKOセンターで実施された危機管理と平和と安定に係る訓練参加者たち(写真：マリUNDP事務局)

注87：「サヘル (Sahel)」とはサハラ砂漠南縁部に広がる半乾燥地域。主に西アフリカについて用いられるが、場合によりスーダンやアフリカの角の諸地域を含めることもある。語源はアラビア語の「岸辺」という意味。サヘル諸国のことをサハラ南縁諸国ともいう。

注88：武装集団が、アルジェリア東部のティガントゥリン地区にある天然ガス関連施設を襲撃し、作業員などを人質にして立て籠もった。アルジェリア軍部隊が1月19日までに制圧したが、邦人10人を含む40人が死亡した事件。

注89：①国際テロ対策の強化、②サハラ砂漠の南のサヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援、③イスラム・アラブ諸国との対話の推進の3本柱。

注90：①テロ対策の強化、②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化、③過激主義を生み出さない社会の構築支援の3本柱。

オ. 南スーダン

南スーダンにおいては、2013年12月15日以降、政府側とマシャール前副大統領を支持する反主流派との衝突が発生し、国内避難民や難民の発生等、人道状況が悪化しました。周辺諸国から成る政府間開発機構（IGAD）^{（注91）}等が仲介役となり、2015年8月、キール大統領、マシャール前副大統領等の当事者が南スーダンにおける衝突の解決に関する合意文書に署名し、即時発効しました。しかしながら、2016年4月にマシャール前副大統領が南スーダンに帰還、第一副

大統領に就任し、合意事項に規定された国民統一暫定政府が設立されました。その後、同年7月に、ジュバにおいてキール大統領派とマシャール第一副大統領派との間で衝突が発生し、ジュバの治安が急速に悪化したため、JICA関係者を含む邦人が退避しました。その後、首都ジュバは比較的落ち着いているものの、地方では政府軍と反主流派の衝突や経済の悪化もあり、現在も不安的な情勢が続いているなど、依然として多くの困難を抱えています。

< 日本の取組 >

日本の対アフリカ外交にとって、平和構築は重要課題の一つです。中でも、南北スーダンの安定はアフリカ全体の安定に直結することから、両国はアフリカにおいて重点的に平和の定着支援に取り組みねばならない地域の一つです。このような認識の下、日本は、2005年以降スーダンおよび南スーダン両国に対し15億ドル以上の支援を実施しています。

今後、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）の支援といった平和の定着に関する支援を継続するとともに、平和の定着を両国の国民が実感し、再び内戦に逆戻りすることがないよう基礎生活分野等に対する支援を行います。具体的には、スーダンに対しては、紛争被災地域を中心に、人間の基本的ニーズ（BHN）^{（注92）}の充足の確保および食料生産基盤の整備を重視した支援を行っています。南スーダンに対しては、上述に加え、インフラ整備やガバナンス（統治）分野を重視した支援を行ってきています。

現在、南スーダンにおいて、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）^{（注93）}に派遣されている自衛隊の施設隊が活動中です。南スーダンの安定と国づくりに日本として一体的に取り組むため、同隊の行う活動と連携した開発・人道支援案件を実施しています。2013年には草の根・人間の安全保障無償資金協力と連携し、「ナバリ地区コミュニティ道路整備計画」を実施したほか、日本の無償資金協力でJICAが行う南スーダンの首都ジュバにおける「ジュバ河川港拡充事業」で支援を行っている港における安全確保のための防護フェンスの整備を行いました。2013年12月以降の治安状況悪化を受け、現在、同部隊は文民保護区域施設整備等の活動を実施しています。また、UNMISSの活動地域において地雷の除去等に当たる国連PKO局地雷対策サービス部（UNMAS）^{（注93）}を支援することで、日本の自衛隊を含むUNMISSの活動が円滑に推進するように貢献しています。（2016年11月時点）



南スーダンにおける、日本とUN-Habitatの協働による国内避難民受入れコミュニティのための治水・水衛生施設支援プロジェクト。2016年12月、地元コミュニティに施設が引き渡された際の引渡し式の様子。

注91：政府間開発機構 IGAD：Inter-Governmental Authority on Development

注92：人間の基本的ニーズ BHN：Basic Human Needs（人間の基礎生活分野（衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの。）

注93：国連南スーダン共和国ミッション UNMISS：United Nations Mission in the Republic of South Sudan

(2) 災害時の緊急人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては、国際緊急援助隊の①救助チーム（被災者の捜索・救助活動を行う）、②医療チーム（医療活動を行う）、③感染症対策チーム（感染症対策を行う）、④専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う）、⑤自衛隊部隊（大規模災害など、特に必要があると認められる場合に、医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う）の5つがあり、個別に、または組み合わせて派遣します。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に物資を供与できる体制にあります。2015年度においては、ネパール、ミャンマー、フィジーなど9か国に対して計10件の緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関等に対し、援助活動のための緊急無償資金協力を行っています。その国際機関が実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません。2015年度においては、災害緊急援助として、ネパールやミャンマー等アジアにおける自然災害の被災者への人道支援を主な目的として、国際機関等を通じ、緊急無償資金協力を行いました。

また、日本のNGOがODA資金を活用して、政府の援助がなかなか届かない地域で、そのニーズに対応した様々な被災者支援を実施しています。NGO、経済界、政府による協力・連携の下、緊急人道支援活動を行う組織「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」は自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・国内避難民支援のために出動し、JPF加盟のNGO団体が支援活動を実施しています。

2015年度には、アフガニスタンおよびパキスタンでの地震被災者支援、ミャンマー水害被災者支援等を実施しました。また、2015年4月のネパール地震の際には、被災者支援プログラムを立ち上げ、加盟NGO団体は被害が甚大であった山間部を中心に現地

のニーズに合った支援活動を行いました。さらに、アジア5か国の緊急人道支援NGOや民間団体等と広い連携関係を持つ日本発の防災協力のネットワークであるアジアパシフィックアライアンスも、日本政府からの拠出金を活用し、捜索活動、医療支援や食糧物資配布事業を行いました。

2016年7月、コンゴ民主共和国における黄熱流行に対応するため、日本は、350万ドル（約3億7,100万円）の緊急無償資金協力の実施に加え、国際緊急援助隊・感染症対策チームを初めて派遣し、現地においてコンゴ民主共和国政府や世界保健機関（WHO）等国際機関等との協力の下、同国保健省幹部への助言、検査診断のための技術支援、ワクチン接種キャンペーンの準備支援等を実施しました。



黄熱ワクチンキャンペーンの様子（コンゴ民主共和国における黄熱流行に対する支援）（写真：JICA）

2015年7月、ミャンマーでは大雨に伴い、甚大な被害が発生しました。日本は、同国の復旧・復興に貢献するため、学校の再建、浄水車や井戸掘機材の供与など、合計50億円程度の無償資金協力を実施しました。また、2016年5月、ベトナムにおける干ばつ塩水遡上被害に対して、約3億円の緊急無償資金協力の実施を決定しました。



ミャンマーにおける洪水被害に対する緊急援助供与物資（毛布）の引渡し式の様子（写真：JICA）

●国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」^(注94)への協力を行っています。このファシリティ（基金）は、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定のための能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と世界銀行など防災にかかわる国連機関が一堂に会しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、「防災グローバル・プラットフォーム」の設置が決定され、2007年6月に第1回会合が開催されました。日本は、この組織の事務局である国連国際防災戦略（UNISDR）^(注95)事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、UNISDRの兵庫事務所が設置されました。

日本は防災に関する自身の豊富な知見・経験を活かし、積極的に国際防災協力を推進している立場から、国連防災世界会議を第1回（1994年横浜市）、第2回（2005年神戸市）に続き、第3回の会議もホスト国となり、2015年3月に仙台市で開催しまし



2015年3月、仙台で開催された国連防災世界会議の様子（写真：UNISDR）

た。第3回会議では、仙台防災枠組2015-2030および仙台宣言が採択され、防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダーの関与、「より良い復興（Build Back Better）」など日本から提案した考え方が取り入れられました。また、ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）^(注96)に対して、情報通信システムの支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

コンゴ（民）

コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣について 国際緊急援助隊の派遣・緊急無償資金協力（2016年7月～2016年8月）

2015年12月、アフリカ南西部に位置するアンゴラ共和国において黄熱が流行したことを受け、同国と国境を接するコンゴ民主共和国（以下、コンゴ（民））でも、2016年3月以降、首都のあるキンシャサ特別州を含む5州において黄熱の疑いのある患者が確認されました。

7月19日、コンゴ（民）政府からの支援要請を受け、日本は、外務省およびJICAの職員、感染症専門家などで構成される国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣しました。感染症対策チームは、国際緊急援助隊の新たな一形態として2015年10月に創設されたもので、今回が初めての派遣となりました。

感染症対策チームは、コンゴ（民）政府、世界保健機関（WHO）等と協力しつつ、キンシャサにおいて保健省幹部へのアドバイスを行ったほか、黄熱検査のための技術支援、ワクチン接種キャンペーンの事前準備支援や改善提言などを実施しました。とりわけ、人的資源や資機材不足等の理由で稼働が止まっていた、コンゴ（民）唯一の検査診断機関である国立生物医学研究所（INRB）の検査施設が同チームの支援により稼働を再開し、未検査のまま残っていた検体の検査が7月中に完了したこと

は、顕著な成果といえます。

また、感染症対策チームによる人的貢献に加え、日本は、ワクチン接種キャンペーンや予防啓発活動、国境管理等の支援のために、WHOや国際赤十字・赤新月社連盟

（IFRC）、国際移住機関（IOM）を通じて、350万ドル（約3億7,100万円）の緊急無償資金協力を実施しました。

国際的な保健システムの強化は、日本が開発途上国支援の中で重点を置く分野です。2016年8月27日、28日にケニアで開催されたTICAD VII^{ティカッド}においても、アフリカにおける感染症など公衆衛生上の危機への対応について日本とアフリカ諸国の間で活発な議論が行われました。

上記の日本の支援もあり、コンゴ（民）における黄熱は終息に向かいましたが、今後、流行発生の要因分析や、次の流行を抑え込む対策なども必要と考えられます。



黄熱検査のための技術支援（写真：JICA）

注94：世界銀行防災グローバル・ファシリティ Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

注95：国連国際防災戦略 UNISDR：United Nations International Strategy for Disaster Reduction

注96：ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター） AHA Centre：ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

(3) 安定・安全のための支援

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、人身取引*、サイバー犯罪、資金洗浄（マネーロンダリング）*などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。ISIL等の影響を受けた各地の関連組織等がアフリカや中東のみならず、アジア地域にまでその活動を拡大しているほか、暴力的過激主義の思想に感化された個人によるテロや外国人テロ戦闘員の問題

も深刻な脅威をもたらしています。また、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾や西部のギニア湾・東南アジアにおける海賊問題も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海賊行為に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

< 日本の取組 >

● 治安維持能力強化

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設の整備や機材の供与を組み合わせた支援をしています。

日本は、治安情勢が引き続き予断を許さない状況のアフガニスタンに対し、2001年以降2016年8月末までに同国における治安維持能力の向上を目的として約18億ドル（約1,805億円）の支援を行いました。

日本を含む国際社会の支援もあって、アフガニスタンの国家警察官（ANP：Afghan National Police）の数は、2008年の7.2万人から2016年には15.7万人と倍増しました。

警察庁では、インドネシアなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行い、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の在り方を伝えています。

● テロ対策

2016年も、ベルギー・ブリュッセルにおけるテロ事件（3月）、バングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件（7月）、またフランス・ニースにおけるテロ事件（7月）など、世界各地でテロが頻発しています。

国際社会は、テロリストにテロの手段や安住の地を与えないようにしなければなりません。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に対し、テロ対策能力向上のための支援をしています。

2016年5月、日本が議長を務めたG7伊勢志摩サミットにおいて、我が国は「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の策定を主導しました。国際社会には既に多くのテロ対策の取組がありますが、必ずしもすべてを完全に活用できてはいません。この行動計画では、そのような、できていない部分の「すき間」を埋めることで、国際社会全体のテロ対策を底上げしようとの考えに基づき、水際対策や航空保安を含むテロ対策、女性や若者への支援を含む暴力的過激主義対策、アジアを含むテロ対処能力が比較的脆

弱な地域における能力構築支援、そして、そのためにG7がそれぞれの強みを活かし、相互補完的、かつ相乗効果を生むような援助協調が確認されました。テロおよび暴力的過激主義の脅威が、中東・アフリカのみならずアジアにも拡大している現在、この行動計画の確実な実施が求められています。伊勢志摩サミットにおいて、日本は、「中庸が最善」という考えの下、暴力的過激主義の拡大を阻止し、「寛容で安定した社会」を中東地域に構築するため、2016年から2018年の今後3年間で約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの包括的支援の実施を表明しました。

また、2016年7月、日本が議長国を務めた国連安保理公開討論の場において、岸田外務大臣は、アフリカの平和と安全への日本の強いコミットメントを強調するとともに、アフリカのテロ対策のため、3年間で3万人の人材育成を含む1.2億ドル（約140億円）の支援実施を表明しました。

さらに、2016年8月、ケニアの首都ナイロビで開

催されたTICAD VIの機会には、安倍総理大臣は、ナイロビ宣言の三つの優先分野の一つである「優先分野3：繁栄の共有のための社会安定化の促進」に向けて、アフリカの若者への教育・職業訓練等をはじめとする平和と安定の実現に向けた基礎づくりに貢献する取組を実施していくことを表明しました。具体的には、①平和で安定したアフリカに向けて、5万人への職業訓練を含む約960万人の人材育成および約5億ドル（約520億円）の支援、②食料安全保障強化に向けて、農民6万人および普及員2,500人に稲作技術の普及支援、③気候変動・自然災害対策として、4,000人の人材育成を含む18億ドル（約1,870億円）の支援等を今後3年間（2016年～2018年）で実施することを表明しました。

● 国際組織犯罪対策

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪の脅威が深刻化しています。国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧^{あんねい}の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を

■ 麻薬取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）^{（注97）}に拠出し、薬物対策を支援しています。2016年度は、東南アジア諸国における合成薬物対策に15万ドルを、ミャンマーの違法ケシ栽培のモニタリングに約10万ドルを拠出しました。このほか、薬物問題がとりわけ深刻であるアフガニスタンおよび周辺地域への支援や、北アフリカや中央アジアにおいて、様々な国際犯罪対策として国境管理支援を行う中で、薬物の不正取引の防止に取り組んでいます。

■ 人身取引対策

人身取引^{*}対策に関しては、日本は2014年12月、5年ぶりに改定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、重大な人権侵害であり、極めて悪質な犯罪である人身取引の根絶のため、様々な支援を行っています。

日本で保護された外国人人身取引被害者に対しては、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、母国への安全な帰国支援、および帰国後再度被害に遭うこ

2016年9月の日ASEAN首脳会議においても、アジア地域に対し、総合的なテロ対策支援として、①テロ対処能力向上支援、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策、および③穏健な社会構築を下支えする社会経済開発支援の分野で、今後3年間で450億円の規模で実施するとともに、今後3年間で2,000人のテロ対策人材を育成することを発表しました。

なお、2016年8月末に外務省およびJICAが関係省庁等と共に策定し、発表した国際協力事業関係者等の新たな安全対策においても、開発途上国の治安当局の能力構築支援を行うこととしました。

日本は、各国への支援を一層積極的に実施し、積極的平和主義の立場から国際社会の平和と安定に向けた取組を加速させていきます。

破壊するものであり、国際社会が一致して対処すべき問題です。このような国際組織犯罪に対処するために、日本は主に次のような国際貢献を行っています。

2016年4月に18年ぶりに国連麻薬特別総会（UNGASS）が開かれました。成果文書の中に、日本が主張してきた世界規模で蔓延^{まんえん}している危険ドラッグや覚醒剤などの合成麻薬対策の重要性が記載されました。

そのほか、警察庁では、アジア・太平洋地域を中心とする諸国から薬物捜査担当幹部^{しやうはい}を招聘して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、関係諸国の薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図っています。

とを防ぐための自立支援として、教育支援、職業訓練等を実施しています。また、2015年度には、人身取引対策が必ずしも十分ではない東南アジア諸国を対象とした、UNODCの法執行機関能力強化プロジェクトに、約10万ドルを拠出するとともに、人身取引対策におけるコミュニケーション戦略に係るワークショップを、2016年6月、JAIF2.0を活用して実施しました。そのほか、日本は人の密輸・人身取引およ

注97：国連薬物・犯罪事務所 UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime

び国境を越える犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」にも積極的に参加し、

■ 資金洗浄対策等

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題となっています。そのため日本としても、1989年のアルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された「金融活動作業部会（FATF）」^{（注98）}等の政府間枠組

人身取引の撲滅のため、各国と情報共有を行っています。

みを通じて、国際的な資金洗浄（マネーロンダリング）*対策、およびテロ資金供与対策に係る議論に積極的に参加しています。また、2015年度には、イランにおけるテロ資金対策を支援するため、UNODCのプロジェクトに約43万ドルを拠出しました。

● 海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

■ 海洋

日本は、海洋国家としてエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しています。海上の安全の確保は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題であり、地域の経済発展を図る上でも極めて重要なものです。しかし、日本が原油の約8割を輸入している中東から日本までのシーレーンや、ソマリア沖・アデン湾などの国際的に重要なシーレーンにおいて、海賊の脅威が存在します。

そのため、日本は、アジアの海賊・海上武装強盗対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）^{（注99）}の策定を主導しました。各締約国は、同協定に基づきシンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）^{（注100）}を通じ、海賊・海上武装強盗に関する情報共有および協力を実施しており、日本は、事務局長および事務局長補の派遣や財政支援によりReCAAP-ISCの活動を支援しています。

さらに、海における「法の支配」の確立・促進のため、ODA等のツールを活用して、巡視船の供与、技術協力、人材育成等を通じ、ASEAN諸国の海上保安機関等の法執行能力の向上を途切れなく支援しています。具体的には、ベトナムに対して中古船舶6隻の供与を2015年11月までに完了し、中古船舶の追加供与および新造巡視船の供与に向けた準備を進めています。フィリピンに対しては2013年度に円借款による資金協力を決定した新造巡視艇10隻の供与のうち、1隻目が2016年8月に、2隻目が12月にそれぞれ現地に到着しました。また、2016年10月の日・フィリ

ピン首脳会談において大型巡視船2隻の供与についても、円借款による資金協力を署名しました。船舶の供与のみならず、これら2か国へは関連する海上保安関連機材の供与を実施中であるほか、インドネシア、マレーシアなども含めたシーレーン沿岸国への研修・専門家派遣等を通じた人材育成も進めています。

また、シーレーン上で発生する自然災害、海難事故、船舶からの油流出事故などは、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあり、これらの事態に対応する能力強化も重要です。そのため、日本は、中東地域と日本を結ぶシーレーン上に位置するスリランカに対し2016年6月に無償資金協力により巡視艇2隻を供与することを決定しました。

近年、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案^{（注101）}が多発していましたが、国際社会の取組により、2011年に237件あった海賊事案の発生件数は2015年に0件となるなど、海賊事案の発生件数は現在は極めて低い水準で推移しています。しかし、ソマリア国内の貧困といった海賊問題の根本的な要因が未だに解決していない状況に鑑みれば、海賊による脅威は引き続き存在しており、国際社会がその取組を止めれば、状況は容易に逆転するおそれがあります。

このような状況の下、日本は、2009年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦（海上保安官が同乗）やP-3C哨戒機を派遣し、海賊対処行動を実施しています。

ソマリア海賊の問題を解決するには、こうした海上

注98：金融活動作業部会 FATF：Financial Action Task Force

注99：アジア海賊対策地域協力協定 ReCAAP：Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia

注100：情報共有センター ISC：Information Sharing Centre

注101：ソマリア沖・アデン湾の海賊は、航行中の船舶に対して自動小銃やロケット・ランチャーを使って襲撃し、船舶そのものを支配しつつ、乗組員を人質として身代金を要求することが一般的。

での活動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上や、海賊活動拡大の背景にあるソマリア情勢の安定化に向けた多層的な取組が必要です。これらの取組の一環として日本は、国際海事機関(IMO)^(注102)が推進しているジブチ行動指針(ソマリアとその周辺国の海上保安能力を強化するための地域枠組み)の実施のためにIMOが設立したジブチ行動指針信託基金に1,460万ドルを拠出しました。この基金により、イエメン、ケニアおよびタンザニアの海賊対策のための情報共有センターの整備・運営支援、ジブチの訓練センターの設立のほか、ソマリア周辺国の海上保安能力を向上させるための訓練プログラムが実施されています。さらに、JICAの技術協力でジブチ沿岸警備隊の人材育成、組織強化を行う沿岸警備隊能力拡充プロジェクトも実施されており、海上保安官などの専門家が派遣されています。また、日本は、2015年12月、巡視艇2隻を供与するなど、ソフト、ハードの両面からジブチ沿岸警備隊の能力強化を支援しています。

また、日本はソマリアおよびその周辺国における、海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための



民間船舶を護衛する護衛艦「すずつき」(写真：防衛省提供)

国際信託基金^(注103)に対し累計450万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、ソマリア海賊問題の根本的解決にソマリアの復興と安定が不可欠との認識の下、2007年以降、ソマリア国内の基礎サービス改善、治安回復および経済活性化のために約4億850万ドルの支援も実施しています。

■宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用したODAの実施により、気候変動、防災、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。2015年から2016年にかけて、日本は農林業分野における衛星データのさらなる活用を開始しました。具体的にはJICAと宇宙航空研究開発機構(JAXA)が連携して、ミャンマーにおいて、^{かんがい}灌漑面積の把握等のための衛星を用いた評価技術の開発に取り組みました。また、

JICAとJAXAは共同で「森林ガバナンス改善イニシアティブ」を発表し、熱帯林の伐採・変化の状況のモニタリングを進めています。

また、2016年12月、宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効果的に行うため、関係省庁が策定した支援の基本方針が、宇宙開発戦略本部に報告されました。今後、同方針に沿って積極的に支援を行っていきます。

■サイバー空間

自由、公正かつ安全なサイバー空間は、地球規模でのコミュニケーションを可能とするグローバルな共通空間であり、国際社会の平和と安定の基礎となっておりますが、近年、サイバー空間がもたらす利益を損なう活動も増加してきています。国境を越えるサイバー空間の脅威には、世界各国の多様な主体が連携して対処していく必要があり、一部の国や地域において脅威に対処する能力が不十分であることは、日本を含む世界全体にとってのリスクとなります。また、日本国民の

海外への渡航や日本企業の海外への進出が増加を続けていますが、その活動は、情報化の進展に伴い、渡航先国・進出先国の管理・運営する社会インフラおよびサイバー空間に依存しています。こうしたことから、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、開発途上国に対する能力の構築のための支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本と世界全体にとっても利益となります。

2016年10月、日本はサイバーセキュリティ分野に

注102：国際海事機関 IMO：International Maritime Organization

海事に関する国際協力を促進するための機関。世銀グループ、IMFと同様、15ある国連専門機関の一つ。

注103：2012年12月より国連薬物・犯罪事務所(UNODC)から引き継いで、国連開発計画マルチパートナー信託基金事務所(UNDP-MPTF)が資金管理を行っている。

おける能力構築支援の基本方針を策定しました。これを踏まえ、日本政府としては、政府開発援助（ODA）およびその他の政府資金（OOF）等を活用し、①脅威への対処能力の向上支援、②サイバー犯罪対策支援、および③サイバー空間の利用に関する国際的ルール作り、および信頼醸成措置に関する理解・認識の共有、の各分野について、当面はASEAN諸国を主な対象として、日本の強みを活かした支援を行っていくこととなりました。

さらに、2016年2月には、経済産業省が（一般財団法人）海外産業人材育成協会（HIDA）を通じて、ASEAN地域における重要インフラの情報セキュリティ向上のため、ASEAN8か国（カンボジア、ラオス、インドネシア、マレーシア、タイ、ミャンマー、フィリピン、ベトナム）のIT・電子機器産業および電力・エネルギー分野の官民関係者など、計30名を招聘し、制御システムセキュリティの基礎的知識や自律的普及のための知識・経験に関する研修を実施しました。また、同年8月にも、ベトナムにおいて情報セキュリティに関するASEAN7か国（カンボジア、ラオス、インドネシア、マレーシア、タイ、ミャンマー、フィリピン）を対象とした研修およびベトナムを対象としたセミナーを開催しました。

また、総務省では、サイバー攻撃に関する情報を収集・分析の上、情報共有を行い、サイバー攻撃発生の予兆を検知し、即応を可能とする技術を確立するためのプロジェクト「PRACTICE」や国立研究開

発法人情報通信研究機構（NICT）^{（注104）}による、マルウェア感染をリアルタイムに警告するシステム「DAEDALUS」を通じて、サイバー攻撃に関するデータ交換等を行うことで、サイバーセキュリティ分野におけるASEAN諸国との連携を推進しています。

2016年1月には、警察庁の協力の下、JICAの課題別研修にて、アジアや欧州、中南米、アフリカの14か国^{（注105）}からの参加者に対し、各国のサイバー犯罪対処能力向上のためのアクションプラン作成等の実践的な研修を実施しました。

また、インドネシアに対しては、2014年から2017年にかけてJICAの技術協力プロジェクトを実施しており、専門家派遣や研修の実施、ソフトウェア等の導入を通じ、インドネシアの情報セキュリティ能力の向上のための支援を行っています。

さらに、2015年7月には、外務省、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターおよびJICAの関係者から構成される、サイバーセキュリティに関する調査団をベトナムに派遣しました。また、同調査団に引き続き、JICA基礎情報収集・確認調査を実施し（2016年5月終了）、これら調査により、ベトナム政府関係機関からサイバーセキュリティ分野の政策、サイバー攻撃対策、人材育成、啓発活動などの取組や課題を聴取するとともに、関連施設の視察等を行いました。今後はベトナムに対する同分野の能力構築支援の検討を進めていきます。

***人身取引**

人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取の目的で、獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受する行為。

***資金洗浄（マネーロンダリング）**

犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。例）麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

注104：情報通信研究機構 NICT：National Institute of Information and Communications Technology

注105：インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、パキスタン、スリランカ、ペルー、ヨルダン、ボツワナ、コートジボワール、ケニア、セルビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国